

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和 7 年度）

住 所 北海道函館市末広町 5 番 1 4 号

事業者名 函館市企業局
代表者名 函館市公営企業管理者
企業局長 手塚 祐一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗降口付近の段の識別	・乗り口の段差が識別しやすい色つき滑り止めを， 3 両に設置する。	・予定車両に設置した。

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・高齢者，障害者に対する乗降介助訓練の実施	・高齢者，障害者等の乗降支援の方法に関する教育訓練を継続的に実施する。	・乗務員を対象に障害施設より講師を招き，視覚障害者の乗降補助訓練を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員に対する乗降支援の研修（乗降介助訓練）	・接遇研修時に高齢者，障害者等に対する乗降訓練を実施する。	・乗務員を対象に障害施設より講師を招き，視覚障害者の乗降補助訓練を実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・該当なし		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員に対する乗降支援の研修	・障害者（視覚障害者）の乗降支援について研修を行う。	・乗務員を対象に障害施設より講師を招き、視覚障害者の乗降補助訓練を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・インターネットによるバリアフリー情報「らくらくおでかけネット」の活用	・旅客施設等の利用者に対する情報提供の内容を更新	・情報提供内容の確認を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

取り扱う部署について ・移動等円滑化取組報告書（軌道車両）については、施設課車両担当が主管を務めている。

(3) 報告書の公表方法

インターネットの利用（HPに掲載）

(4) その他

--

(令和7年度)

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

(令和8年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通(その他)	32 編成 37 (両)	5 編成 10 (両)	6 編成	編成	編成	30 編成	編成
(合計)	32 編成 37 (両)	5 編成 10 (両)	6 編成	0 編成	0 編成	30 編成	0 編成

改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)(令和3年7月施行前の基準への適合状況)	改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)(令和2年4月施行前の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和3年7月施行前の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和2年4月施行前の基準への適合状況)	案内装置のある編成数 (令和2年4月施行前の基準への適合状況)
編成 (両)	6 編成 11 (両)	編成	6 編成	30 編成
0 編成 0 (両)	6 編成 11 (両)	0 編成	6 編成	30 編成

事業者名 函館市企業局

(令和8年3月31日現在)

乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備のある編成数	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(連続)	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(予告)
8 編成	編成	8 編成
8 編成	0 編成	8 編成

事業者名 函館市企業局

(令和8年3月31日現在)

第32条第8項以外、公共交通移動等円滑化基準省令に適合するもの	運行情報提供設備のある編成数
5 編成 10 (両)	30 編成
5 編成 10 (両)	30 編成

(令和8年3月31日現在)

事業者名 函館市企業局

(令和13年3月31日見込み)

軌道車両において、1車両に1以上の車椅子スペースを設置している編成数(両)	改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和5年4月施行の基準への適合状況)	改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和2年4月施行の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和5年4月施行の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和2年4月施行の基準への適合状況)	案内装置のある編成数(両)
6 編成 11 (両)	7 編成 14 (両)	7 編成 14 (両)	7 編成	7 編成	30 編成 37 (両)
6 編成 11 (両)	7 編成 14 (両)	7 編成 14 (両)	7 編成	7 編成	30 編成 37 (両)

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	